

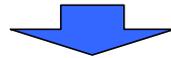
港湾における環境への取組みの経緯

公害の防止	昭和42年度	海水油濁防止施設整備事業の創設
	昭和47年度	港湾公害防止対策事業の創設(四日市港、水俣港等)
	昭和48年度	港湾法改正
生活環境の改善		<u>港湾環境整備事業(緑地等)</u> 、 <u>廃棄物埋立護岸整備事業</u> の創設 港湾計画時に環境へ与える影響を事前に評価するよう法第3条の2に基づく 「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(昭和49年運輸省告示)」の改正
		公有水面埋立法改正 免許基準として環境保全に十分な配慮を行うよう規定し、出願人の責任において環境影響評価を実施することを義務づけた
環境との共生	昭和49年度	<u>浮遊ゴミ油の回収(港湾区域外)</u> を直轄事業として開始
	昭和63年度	水質の改善を図るための <u>海域環境創造事業(シーブルー事業)</u> を直轄、補助事業として開始
	平成6年度	<u>港湾環境政策「エコポートの形成」</u> を策定
	平成11年度	港湾に関する環境施策の充実を大きな柱とした <u>港湾法の改正</u>
	平成12年度	基本方針の変更 PFIを用いたマリーナ整備制度の創設
	平成13年度	都市再生プロジェクト(第3次決定)に「大都市における都市環境インフラの再生」を位置づけ(臨海部における緑の拠点の形成、海の再生)
	平成14年度	総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)の指定 「東京湾再生のための行動計画」の策定
	平成15年度	「海辺の自然学校」「海辺の達人養成講座」の展開

エコポート政策の概要

エコポートの基本理念

将来世代への豊かな港湾環境の継承
自然環境との共生
アメニティの創出



目標【環境と共生する港湾(エコポート)の形成】

- 1 自然にとけ込み、生物に優しい港
- 2 積極的に良好な自然環境を創造する港
- 3 アメニティが高く、人々に潤いと安らぎを与える港
- 4 環境に与える負荷が少なく、環境管理のゆきとどいた港



平成6年10月策定

目次 (平成6年10月策定)

- | | | |
|--------------------|-------------------------|-----------------|
| ・ 新たな環境政策の必要性 | ・ 基本理念と目標 | ・ 目標達成のための基本施策 |
| 1 .はじめに | 1 .基本理念 | 1 . 港湾環境計画の策定 |
| 2 . 港湾における環境への取り組み | 2 . 目標:環境共生港湾<エコポート>の形成 | 2 . 環境アセスメントの充実 |
| 3 . 港湾における環境の新たな課題 | | 3 . 環境整備の推進 |
| | | 4 . 環境管理の充実 |
| | | 5 . 推進方策の拡充 |